

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

<加算取得状況>

当施設では、当施設では、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を取得しています。

<職場環境等要件について>

当施設職員の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みは、以下の通りです。

区分	内容
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援 や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標
腰痛を含む心身の健康管理	○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○現場の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。

	<p>○5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭 文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</p> <p>○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による 個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>○利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p>